

令和7年度 第2回新規ビジネス事業化支援事業のご案内

生産性向上を図る機器やIT技術、環境改善機器、時代が求める独創的な新製品など

試作品の事業化までにかかる費用を助成します

公益財団法人広島市産業振興センター

新技術・新製品の開発・事業化に関して公益財団法人広島市産業振興センターや国、地方公共団体の支援を受け、試作の段階に達している案件について、事業化に必要な資金の助成や事業化促進のための専門家派遣、当財団コーディネータによる伴走支援を行います。

支援対象

主な要件は、次のとおりです。

- 事業化を目指す新技術・新製品について令和2年4月1日から申請日までの間に、次のいずれかの事業を活用して試作品の開発や商品化に関する支援を受けていること。
 - ・公益財団法人広島市産業振興センターの事業
 - ・国や地方公共団体の補助事業等
 - ・国や地方公共団体の補助金等を財源とした補助事業等
- 事業化を目指す新技術・新製品は、申請日において試作品の開発が完了し、今後、試作品の機能や性能、品質に関する実証・評価、改良及び販路開拓を計画していること。
- 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は当該中小企業者が構成員である組合・新製品開発グループ（構成員の3分の2以上が広島広域都市圏内の市町に主たる事業所を有し、かつ1人以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者）であること。
- 助成対象事業の内容に関して、他の補助金、助成金の交付及びこれらに類する支援を受けていないこと。 など

支援の内容

1 助成金

- ①助成率：2分の1以内
- ②助成額：300万円以内

2 対象経費

- ・事業化戦略のブラッシュアップ及び具体的な行動計画の策定に要する経費
- ・試作品の機能、性能及び品質に関する実証・評価及び改良に要する経費
- ・販路開拓に要する経費

※ 助成対象経費は、認定日から令和8年2月末日までに支払いが完了した経費です。

3 専門家派遣

- ①派遣期間：認定を受けた年度の翌年度末まで
- ②無料派遣：10回まで

4 コーディネータによる支援

支援事業として認定された案件については、原則として、広島市産業振興センターコーディネータによる伴走支援を行います。
伴走支援の期間は、令和8年3月31日までです。

申請書受付期限

令和7年7月18日（金）17時15分まで

支援の決定

申請後、対面審査により採択事業を決定。
申込多数の場合は、申請書による書類選考あり。

※詳細は募集要項でご確認ください。

※ホームページ「広島市中小企業支援センター」の「新着情報」から申請書類をダウンロードできます。

<https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp>

問い合わせ先

公益財団法人広島市産業振興センター 中小企業支援センター
〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号（広島ミクシス・ビル2階）
電話 082-278-8032 FAX 082-278-8570
E-mail:assist@ipc.city.hiroshima.jp